

時
時
時

所有者の住所

五

以下余白

RA-4053

局長文翰呈

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。